平成２５年（フ）第６号
神奈川県伊勢原市東大竹997番地の６
破産者　株式会社Ｇｕｌｌ伊勢原
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７３号
長野市大字南長野字石堂1418―11
破産者　有限会社卯の花
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
滋賀県彦根市野良田町77番地６
破産者　株式会社北川興業
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６１７７号
大阪市此花区常吉２丁目11番11号
破産者　川野興業株式会社
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１６号
大阪府枚方市山之上北町５番１号
破産者　キンキリース有限会社
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１５号
大阪市東成区深江北１丁目５番18―201号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区中道２丁目13番９号
破産者　株式会社昂
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０８号
大阪市西区西本町１丁目２番１号　ＡＸＩＳ本町ビル401号
破産者　有限会社ＨＡＣＫ
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４号
青森市大字浪館字前田41番地18
破産者　アイメックス株式会社
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
亡櫻井晴男の最後の住所宮城県多賀城市伝上山２丁目10番20号
破産者　亡櫻井晴男相続財産
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４５６号
東京都江東区福住２丁目６―９―1008、住民票上の住所秋田県大仙市南外字中宿74―２
破産者　板倉　三男
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０９１号
東京都大田区蒲田本町２丁目12―10―103
破産者　佐藤　政美
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９５号
東京都八王子市弐分方町514番地９
破産者　村山　仁美
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２４号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目15番23号ルミエール吉祥寺101
破産者　株式会社サイグラフ
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２５号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目15番23号ルミエール吉祥寺101
破産者　佐藤　貴浩
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３９３号
横浜市神奈川区栄町19番地５
破産者　株式会社リクトウ電気
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４８号
横浜市港北区菊名３丁目15番35号港北第２ビルＣ―５
破産者　有限会社サンフィッシュ
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
岐阜県下呂市金山町金山2739番地の１
破産者　有限会社富士インテリア
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９１号
岐阜県郡上市白鳥町為真325番地23
破産者　筧　　和幸
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
岐阜市一日市場１丁目196番地１リバティクニエ２―107号室
破産者　加納　健二
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
神戸市西区神出町五百蔵142番地の146
破産者　有限会社フォレスト・クールサービス
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
香川県高松市池田町1006番地
破産者　株式会社ＯＢＨ
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係